

(保 61)

平成 25 年 6 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

DPC対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成25年厚生労働省告示182号をもって改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成25年5月24日保医発第0524第1号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、定義テーブル中の「060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍」及び「060040 直腸肛門（直腸・S状結腸から肛門）の悪性腫瘍」について「レゴラフェニブ水和物」が追加され、「070470 関節リウマチ」について「トファシチニブクエン酸塩」が追加され、「130010 急性白血病」について「クロファラビン」が追加されました。また、診断群分類定義樹形図の一部が変更されました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 182 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について
(平 25.5.24 保医発 0524 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（一一八）
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（一九）

〔政令〕

- 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五七）
- 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（一五八）

〔府令〕

- 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三五）

〔省令〕

- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四一）

〔告示〕

- 除籍の一部が滅失した件（法務一九九）
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（外務一八五）
- 株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する件（財務一六五）
- 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件（文部科学八〇）
- 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同八一）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働一七九）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同二一〇）
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同二一一）
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（同二一二）
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二一三）

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（農林水産一七二四）
- 三陸復興国立公園の公園区域を変更する件（環境五〇）
- 三陸復興国立公園の公園計画を変更する件（同五一）
- 三陸復興国立公園の特別地域の区域を変更する件（同五二）
- 三陸復興国立公園の集団施設地区を指定する件（同五三）
- 富士箱根伊豆国立公園の公園計画を変更する件（同五四）
- 国立公園の公園事業を決定する件（同五五）
- 国立公園の公園事業を変更する件（同五六）
- 国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件（同五七）
- 道路に関する件（関東地方整備局二七一―二七三三）

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
（高知労働局最低賃金公示一）

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、国営篠津土地改良事業（維持管理）地区の石狩川頭首工の管理規程の変更、財部町土地改良区役員の退任及び就任、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

〔人事異動〕

内閣府

〔叙位・叙勲〕

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

○厚生労働省告示第百八十二号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年五月二十四日
 厚生労働大臣 田村 憲久

表の 759 から 794 まじの項中

5 あり	パニツムアツ、セツキシマツ、ヘビツズマツ	5 あり
------	----------------------	------

パニツムアツ、セツキシマツ、ヘビツズマツ、レコラフェニツ水和物

「 表の 795 から 837 まじの項中

6 あり	パニツムアツ
------	--------

「 表の 1273 から 1290 まじの項中

4 あり	「 表の 1788 から 1799 まじの項中	4 あり
------	-------------------------	------

「 表の 1273 から 1290 まじの項中

4 あり	「 表の 1788 から 1799 まじの項中	4 あり
------	-------------------------	------

「 表の 1273 から 1290 まじの項中

4 あり	「 表の 1788 から 1799 まじの項中	4 あり
------	-------------------------	------

「 表の 1273 から 1290 まじの項中
 タチキニツ水和物、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし

「 表の 1788 から 1799 まじの項中
 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし

改める。

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年五月二十四日
 厚生労働大臣 田村 憲久

別表に次のように加える。

厚生労働大臣 田村 憲久

49	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし	「 表の 1788 から 1799 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし
	040040xx01x4xx		
	040040xx97x3xx		
	040040xx97x4xx		
	040040xx9903xx		
	040040xx9904xx		
	040040xx9913xx		
	040040xx9914xx		
	060020xx01x4xx		

「 表の 1273 から 1290 まじの項中
 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」
 は効果（平成25年2月21日に薬事法第14条第9項の規定により既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

50	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」 レコラフェニツ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	「 表の 1788 から 1799 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし」	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」	060020xx03x4xx 060020xx97x4xx 060020xx99x40x 060020xx99x41x
51	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」 マトリブチン（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	「 表の 1788 から 1799 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし」	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」	100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
52	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」 オフアツマツ（遺伝子組換え）当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	「 表の 1788 から 1799 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、G005、J045なし」	「 表の 1273 から 1290 まじの項中 タチキニツ水、ニロキニツ水、三酸化ヒ素酸、チムスアツ、イソキニツ水、メシル酸、放射線療法、J038（3に限る。）、なし」	130050xx97x2xx 130050xx99x2xx

○農林水産省告示第百七十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成二十五年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号の交付金に係る同令第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。
 平成二十五年五月二十四日
 農林水産大臣 林 芳正

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）
 ○環境省告示第五十号

自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）

第六条第一項の規定に基づき、陸中海岸国立公園の区域を変更し、及び同国立公園の名称を三陸復興国立公園に改めたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
 平成二十五年五月二十四日
 環境大臣 石原 伸晃

追加する区域
 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部
 青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の一
 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の地先海面の一部
 二 区域を表示した図面（省略）
 ○環境省告示第五十一号
 自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）
 第八条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
 変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
 平成二十五年五月二十四日
 環境大臣 石原 伸晃

一 特別地域に次の区域を追加する。
 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部
 青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部
 二 第一種特別地域に次の区域を追加する。
 青森県八戸市大字鮫町の一部
 青森県三戸郡階上町大字田代、大字鳥屋部及び大字晴山沢の各一部

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成25年厚生労働省告示182号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

「060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の5に「レゴラフェニブ水和物」を「060040 直腸肛門（直腸・S状結腸から肛門）の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の6に「レゴラフェニブ水和物」を「070470 関節リウマチ」のうち、手術・処置等の2の4に「トファシチニブクエン酸塩」を「130010 急性白血病」のうち、手術・処置等の2のなしに「クロファラビン」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の診断群分類定義樹形図中、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙1のとおり改める。

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の定義テーブル中、「060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍」、「060040 直腸肛門（直腸・S状結腸から肛門）の悪性腫瘍」、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙2のとおり改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1)



